

大阪大学共創機構梅田オフィス設置内規

(設置)

第1条 大阪大学共創機構（以下「共創機構」という。）に、大阪大学共創機構梅田オフィス（以下「梅田オフィス」という。）を置く。

(目的)

第2条 梅田オフィスは、本学の大阪都心部での産学連携活動（産業界との共同事業推進に関する活動、大阪大学の技術シーズを活用したスタートアップの創出に関する活動並びに本学の産学連携にかかる情報収集及び情報発信）を促進することを目的とする。

(位置)

第3条 梅田オフィスの位置は、次のとおりとする。

大阪市北区角田町1番12号 阪急ファイブアネックスビル5階

(管理運営責任者)

第4条 梅田オフィスに管理運営責任者を置き、共創機構長が指名する副機構長をもって充てる。

(利用用途)

第5条 梅田オフィスは次の各号に定める用途に利用することができる。

- (1) 産学連携に関する活動
- (2) その他管理運営責任者が適当と認めた活動

(利用申込資格)

第6条 梅田オフィスの利用申込み資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人大阪大学の役員
- (2) 本学の教職員
- (3) 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社の役職員
- (4) 大阪大学フォーサイト株式会社の役職員
- (5) その他管理運営責任者が適当と認めた者

(使用制限)

第7条 次の各号に掲げる利用は認めないものとする。

- (1) 政治的な活動を目的とする利用
- (2) 宗教的な活動を目的とする利用
- (3) 営利的な活動を目的とする利用
- (4) 公序良俗に反する利用
- (5) その他管理運営責任者が不適当と認めた利用

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第3号又は第4号に該当する者が第5条に定める用途に利用する場合に限り、前項第3号に掲げる利用を認めるものとする。

(事務)

第8条 梅田オフィスに関する事務は、共創推進部共創企画課で行う。

(雑則)

第9条 梅田オフィスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。